

2014年度 国際政治経済 下川ゼミ ゼミ論

これからのラテンアメリカ連帯経済

—ESSはオルタナティブな経済を構築できるか

外国語学部 イスパニア語学科 4年
木梨 咲野

はじめに

ノーベル賞授賞作家のガブリエル・ガルシア・マルケスはその賞の授賞式で「ラテンアメリカでは文学は政治と切り離せない」と述べたが、彼の地を訪れた多くの人はその言葉に頷くのではないだろうか。文学だけでなく、あらゆる芸術、また時には日々の選択の一つさえ高い政治的意味を持たざるを得ないほどの社会・経済の著しい格差、不正義が存在している。

そのような格差は植民地時代から続く土地分配の偏りや、人種・血統による階層などが複雑に絡み合って成立しており、問題の解決は容易ではない。加えて1980年代から90年代にかけての経済危機と新自由主義的構造調整プログラム受け入れは多くの中間～低所得層の生活に大きな打撃を与えた。

一年間のメキシコ滞在の中で特に筆者の目を引いたのは、インフォーマル経済の規模の大きさ、そしてもう一方でのフォーマル部門での仕事の少なさであった。これらの仕事、そして地位の差は、職種により差はあるとはいえ明確に人々の間に線を引いていた。また、メキシコ人の学生との対話の中でさらに貧しい農村部の人々の厳しい現実について知った。しかし、そのような現実を抱え、政権交代ごとにより激しく新自由主義路線へと突き進むメキシコであったが、同時に草の根レベルで小規模ながらも持続可能な経済活動を根付かせようとする運動が非常に盛んになっていることにも気づかされた。

このような、厳しい現実の中でどうにかオルタナティブな生産様式を成立させようとする動きはメキシコだけに限られたものではない。以前よりラテンアメリカ諸国で盛んな協同組合運動であるが、草の根から発し、より自治や平等・民主的プロセスを重んじる「連帯経済」(Economía Social y Solidaria)が、多くの国で新自由主義政策と構造調整プログラムを経験したラ同地域共通のムーブメントとなっている。1980年代から90年代にかけて人々の真の必要の中から生まれた社会的連帯経済は2000年代半ばより左派政権が誕生して以来、法制度の整備によって国家に承認され、これからますますその力は増していくことと思われる。

本稿は、これから実例を含めさらに研究を続けていくための基礎となるように、まずラテンアメリカにおける新しい連帯経済の盛り上がり自体について整理し詳細に記述することに重きを置く。同地域の連帯経済の最新の概観についてスペイン語・英語論文を使用し書かれたものは非常に少ない為、これだけ

で本稿の意義があるといえるだろう。そのうえで今進められている連帯経済の促進を二つの形に分け、それぞれの展望について考察する。

まず第1章でラテンアメリカに新自由主義的政策がもたらされた経緯と、その結果を整理する。第2章では新自由主義への反動として同時多発的に起こってきたラテンアメリカにおける連帯経済の盛り上がりについてその歴史的経緯と特徴を述べる。そして終章で新しい連帯経済の可能性について分析する。

第 I 章 ラテンアメリカの失われた 10 年とネオリベリズムの経験

1. 歴史的経緯

この節ではラテンアメリカにネオリベリズムが導入される経緯を（1）1982年に始まる財政危機に至る経緯（2）経済危機の中での対応の二つに分けて説明する。

その為にはまずはじめにラテンアメリカ経済を考えるうえで重要な二つの伝統的な特徴を確認しておく。一つ目は「植民地時代の遺制である大農場（ラティフンディオ）と小規模農場（ミニフンディオ）に二極分化した土地所有制度」（出店 p. 2）である。この土地分配の不平等が政治・経済に関する大きな格差と社会の分断を作り出す原因となっている。二つ目は歴史的に発展国への一次産品供給基地となってきた点である。上に述べたような土地制度の下で大規模な農業が営まれ、小麦や大豆、コーヒーや砂糖などの生産を行っているほか、鉱物や石油など豊富な天然資源を保有している。

（1）1982年財政破綻に至るまで

1940年代から50年代にかけて、多くの国で一次産品輸出に頼る経済への危機と工業化による成長を目指し「輸入代替工業化」政策がとられ始めた。これによって国家による手厚い保護政策の下、工業製品の輸入品から国産品製造へのシフトが図られた（小池 2011）。60年代には高い成長率が実現されたが、国営企業の増加と、また海外の安くて質の良い製品との競争には曝されなかったため生産性は低く、70年代には停滞する。加えて多くの国ではポピュリスト型のバラマキ政治が行われていたため社会保障費が高く、これらの事から慢性赤字を抱えることとなった（小池 2011:3）。

このような状況下にあったラテンアメリカの国々は、1973年後氾濫していたオイルダラーの格好の投資先となった。そして、その外からの借り入れで従来の輸入代替工業化と公共支出の多い政策を続行したため、急速に對外債務額が増えていくこととなった。しかし1979年、第二次オイルショックを受け先進国が金融引き締め政策を取ったことにより金利が高騰、状況が一変する。利払い負担率の増加により、各国の抱える債務額は膨大なものとなってしまった。特に輸入代替工業化政策を取っていたがゆえに外貨獲得能力に乏しく、それが

事態をさらに深刻化させた。その後国際機関の調整なども経たが、1982年ついにメキシコがデフォルトを宣言する。以降、それに続くように多くの国が債務不履行を宣言、財政破綻に陥った。1980年時点でのラテンアメリカ全体の対外債務の対サービス比率(その年の債務支払い額の輸出額に占める割合)は36.3%、地域ごとで見ると世界に二番目に高い南アジアの11.7%と比較しても膨大な量であった(宇佐美 2009:21)。

(2) 新自由主義の受け入れへ

以上のような状況下で、ラテンアメリカ諸国は追加融資や支援を受けるためにIMFや国際社会の要求にこたえていった。そのなかで、緊縮財政による貨幣の増刷は多くの国でハイパーインフレを引き起こした。また、80年代の10年間はマイナス成長であり、実質生活水準はそれ以前より低下している(小池 2011:4)。

1989年追加融資とリスクの代償として債務国の様々な自助努力が義務付けられたブレディ・プランが交わされた。丁度この年、ワシントンの国際経済研究所での国際会議における対米政策が議論されていた。このなかでまとめられた、既に各国ごとの調整の段階である程度実施されており、この地域の財政再建に不可欠と考えられた10箇条の改革アジェンダが「ワシントン・コンセンサス」である(盛 2007:2)。このワシントン・コンセンサスとそれを具体化した上記経済プランをもとに90年代に大胆な新自由主義への転換が起こることとなった。そして貿易の自由化、資本の自由化、金融の自由化、民営化などの一連の改革が行われる。

2. 自由主義改革がもたらしたもの

(1) 貿易の自由化

貿易の自由化は「保護政策下での資源配分の誤りを正す」(小池:17)こと、また市場規模の拡大や競争に曝されることの技術発展が期待されて導入された。しかし、今まで手厚い保護下にあった発展途上の第二次産業には大きな打撃となった。小規模農家にとっても同様である。特に、世界で初めての先進国一途

上国間で結ばれた自由貿易協定 NAFTA がメキシコにもたらした影響は非常に重大であった。発行日の 1994 年 1 月 1 日にはアメリカ産トウモロコシの流入により生計の手段を奪われることを危惧したことを直接的理由に、反経済グローバル化を唱える先住民グループのサパティスタの蜂起があった。実際サパティスタの懸念したようにアメリカ製品のメキシコ流入は止まっておらず、メキシコ国内賃金は対米で相対的に低下した（スティグリッツ 2006：3）。これは失業率増加や移民の増加に繋がっている。

（2）資本の自由化・金融の自由化

厳しい規制のかかっていた外資による直接投資の可能な分野や出資率に関して大幅な規制緩和が行われた。これにより、86 年には 40 億であったかの地への直接投資は 99 年には 890 億にまで増大した（小池：19）。また金融部門に関しては利子率の自由化や法定準備率の引き下げが行われた（小池：22）。

広く言われるように、GDP は増加させるとしても外資系企業の活動は必ずしも技術移転を施しその国の真の発展に寄与するものではない。ラテンアメリカの場合特に急速に外資系企業の影響が強まり、それらの寡占的な経済体制が出来上がってしまった。一方金融部門の自由化は「国内の金融システムにおける諸制度が未整備のままに巨額の資本が流入した必然の結果」（小池：16）として、メキシコ、ブラジル、アルゼンチンで通貨危機を引き起こした。また国内の融資対象としては中小企業の金融アクセスという発展への重要なファクターへの対応が遅れている（宇佐美：36）。これもまた、利益を強く追及する外資系銀行の力の強さと小さい政府の対応力不足を示しているといえるだろう。

（3）民営化

ラテンアメリカにおける 1990 年から 98 年までの民営化の実績は 1542 億ドルにも上る。同時期のアジアでは 386 億ドルであったことを考えるとその規模がどれほどであったかが察せられる（小池：20）。肥大化していた公務員の定数削減や、インフラ、エネルギー、サービス関連国営企業の民営化だけでなく、年金に上下水道など公共財の管理も民営化された国もある。また、ここにも外資が参入した。こういった部門の民営化により利益が重視されていった場合、

貧困地域では生命の維持に関わる問題へと発展する。また、民営化によるスリム化で多くの人が一度に失業することとなった。

(4) 総括

IMF 指導下の改革はおもに貿易、資本、金融の自由化と、民営化を促進した。また一方で税制改革などは進んでいない現実がある。これらすべてのことが上に挙げた個々の問題だけでなく、それぞれが貧困の増加と大量失業をもたらした。また、生計を立てる手段としてのインフォーマル経済が拡大することとなり、社会保障の対象とならない人が増加していった。

第Ⅱ章 ネオリベリズムのオルタナティブとしての連帯経済 (Economía Social y Solidaria)

労働者による国家組合体制を国是とした体制の多い（もしくは多かった）ラテンアメリカ諸国では、さまざまな形の、そして体制と強く結びついた協同組合の結成は早い時期から盛んであった。しかし80年代から経済危機と90年代に急速に行われた新自由主義改革が民衆の生活に打撃を与えていく中で、それらとは異なった文脈から新たな「連帯経済」の運動が出で来ることとなる。そしてそれは2000年代になってようやく国家の側からの認知を受けはじめ、法的権利が認められた (Guerra 2014: 45)。

1. その歴史的展開

(1) 1980—90年代 ラ米における草の根の連帯経済の盛り上がり

ラヴィル (2012:175) は、他のラ米諸国に先駆けて新自由主義経済モデルが導入された1973年以降のピノチェトの支配下において活発となったチリ・サンチアゴの貧民街ポブラシオンでの民衆経済¹を分析し、その動きは「生活のための戦い」として生まれたと述べている。以前（つまりアジェンデ）の政権下でのこれら地域の住民の政治・社会的立ち位置、特に労働者階級という階級意識が瓦解、変化していったことと²、そしてそれに伴う貧困と排除の激化という抑圧的な状況が、ポブラシオンというコミュニティを足場にしたさまざまな活動の「実践の文化」を生み出した。そしてその実践によって民衆経済は、それ自体があらたなアイデンティティの拠り所となり強められていったことを指摘している。

このような現象は後の他のラ米諸国についても一般化できることではないだろうかと思われる。たとえばブラジルやアルゼンチンにおける連帯経済の多くが倒産した中小規模の株式会社をそこで働いていた従業員というコミュニティが協同組合という形で再生させたことから始まった。またブラジルにおける連帯経済の最初期に活躍したのがカリタス修道会という、民衆に根付いたカ

¹ 意味するところは広義のインフォーマル経済と非常に近いが、ラヴィルは「全体の中に位置づけられたある社会的・政治的・経済的・文化的現実の埋め込まれている主体」(p. 170)を表すためこの用語を一貫して用いている。

² 伝統的に労働者地区であったポブラシオンが貧民街としての性格を強めていったのはまさにピノチェト時代であった。

トリックの組織による小規模なコミュニティ経済の支援プロジェクトであった。つまり自分と家族の生活もしくは生命の危機に際し、一番身近でかつ関わりの深いコミュニティ（メンバーは同じ問題を共有している）をベースにして生き残りの為の行動を実践して「いかざるを得なかった」現実がこの草の根の連帯経済を生んだといえる。

上に述べたように、これらの動きは基本的には国家からは認知されておらず、その法制化は次の十年間で盛んになされることとなる。しかし、例外的に世界に先駆けていち早くこれらが承認されたのは1985年に制定されたホンデュラスの「経済の社会的部門に関する法」であった（Guerra 2014 : 47）。また、コロンビアでは国際協同組合連合（ICA）の定義を超え、連帯経済により広義の意味を持たせた「第454号法³」が1998年に制定された⁴（同上）。

（2）2000年代 左派政権と連帯経済関連法の制定

90年代末から2000年代にかけて、ラテンアメリカの各地で左派政権が発足した。「ネオリベリズム政策による政治・経済の危機が草の根の社会運動を生んだ」事が影響したことに加え、また「特に2001年の世界社会フォーラム以降顕著となった、ネオリベリズムのオルタナティブとなるイデオロギーの誕生」「同地域での民主化の進行」がこの事に影響したといえる⁵。ベネズエラのチャベス（1999-）、ボリビアのモラレス（2006-）、エクアドルのコレア（2007-）のようなポピュリズム的ともいわれる急進左派から市場を重視した経済政策を採りながらも教育投資などの社会福祉にも力を入れる「社会自由主義」のブラジルの労働党出身ルーラ（2003-）、チリのバチューレ（2006-）まで多様性はあれど、Larrabureら（2011）の言うように行き過ぎた市場主義からの脱却という点については共通している。

そして、そのような左派政権が社会が受けたダメージを回復するための可能性を持つものとして注目したのが連帯経済であり、各国で法制度の整備が行

³ 原語は Ley 454。

⁴ Guerraによれば、「economy of solidarity」のコンセプトを世界で初めて法律に適用し、また協同組合法をこの下に置いている（2014 : 48）。

⁵ Larrabure（2011）p. 183.

われた。年代と国を並べてゆくと、2001年にベネズエラ、2007年ボリビア、2010年ドミニカ、2011年にはウルグアイ、エクアドルである。また左派政権下ではないが同年にはメキシコでも連帯経済法が制定された。ブラジルの場合ルーラは大統領選の時にすでに自らのマニフェストに連帯経済の活用を組み込んでいた (Singer 2014:12)。彼の任期中各州で関連法が制定され、国家レベルでは新しい法の制定ではなく 2003年の SENEAS という省の設立を中心としてこれらに対応をしている⁶。

2. Economía Social y Solidaria、連帯経済とは何か

(1) Economía Social y Solidaria とは何か

では、具体的にここでいう連帯経済とはどのようなものであろうか。定義は存在していないのが現状である。

日本語では連帯経済というよく言われる用語を使用しているが、ラテンアメリカ各国の関連法律名を見ると、「Economía Social」(社会的経済)「Economía Solidaria (連帯、団結の経済)」のみのもの、もしくは両方を記載しているものがある。ラヴィルによれば社会的経済は「意思決定は資本ではなく、(一人一票という原則に従って) 経済活動に参加する行為者に与えられる企業 (アソシエーション、協同組合、共済組合)」(2012:4) である。連帯経済はその延長にあり、「社会的・文化的な不平等や環境に対する不平等とのたたかいを目標とし、コミュニティにつくすことを掲げている」(2012:5) ほか、市場的資源のみでなく公的な利益、もしくは市民社会の中で分配される互酬的な利益も活用していくこと、またさらなる民主性を追い求めることもする (同上)。

よって、基本的には協同組合運動であるのだが、Larrabure ら (2011) はラテンアメリカの連帯経済のムーブメントは「少なくとも初期段階では、既存の協同組合運動とはあまり関わりのなかったこと」「従来のものよりもより民主的で水平な組織が構成されていること」「また、コミュニティや社会運動との関わりが深いこと」[筆者訳] を特徴としている⁷と指摘している。

⁶ 国家規模での法の制定プロジェクトも進行中である (Guerra : 60)。

⁷ Larrabure (2011) p. 183.

(2) 法整備の下で— 二つの傾向の誕生と分析

各地で誕生した新しい連帯経済の試みが法人格権利をみとめられ、尊重されることはその発展にとって非常に重要である。しかし、そうして草の根の活動が国家とのかかわりを持つことによって変質してゆくことも起こる。

法制度が整備されていく中で、各国の方針の差によって連帯経済のなかには二つの傾向が生まれていった。一つ目はアルゼンチン各州のような、自治重視の傾向である (Guerra : 51)。ブラジルで進められている連邦全体でも法案もこのような傾向が強い。これらの国には法案の成立前にすでに成熟した事例と経験があることが特徴である。加えて「効率性の観点から市場機能を積極的に評価し、経済を市場にゆだねる一方で、社会的な役割をも積極的に果たす」(子安 2005:226) 社会自由主義的傾向の左派の国家では、引き続き連帯経済は社会のセーフティネットとしての位置づけがされているのではないかと考えられる。

もう一方には国家が積極的に連帯経済を活用していこうとする傾向がある。この国家が関与を深めようとする傾向には、一つ目にはコロンビアのような、明確に自治を規定しながらもこれを一つの経済部門として育てていく意図を持つ、上記のものとの中間に位置するようなタイプもあれば、ベネズエラやエクアドルのように手厚く国家の体制のもとに組み込むもっともラディカルなものもある。とくにボリビア、ベネズエラの二国では社会主義が標榜され、またエクアドルでは Buen vivir⁸が国のスローガンとなっており、これらの国では連帯経済に明確に市場経済のオルタナティブとしての期待が寄せられており、協同組合は国家の手厚い保護下に置かれている。たとえばベネズエラには財政から教育までカバーする協同組合支援の仕組みに加え、Unidades de Producción Socialistas (社会主義者生産ユニット) という、従業員と少数の役人とローカルコミュニティが民主的に治める、連帯経済の発想を持った独自の国営企業が存在している (Larrabure 2011:185)。

⁸ 英語の Well being にあたる概念である。

おわりに ― これからの連帯経済の可能性は

これまで見てきたように、ラテンアメリカにおいて連帯経済は急激なネオリベラリズムの浸透により生活が困窮してゆく中で、生き残りをかけた草の根の運動として誕生した。それらは2000年代に入り左派政権のもとで各地で法律に認められることとなった。また、同時にそれは国家の制度による介入の始まりであった。

連帯経済のアクターの自治を重んじる国では、今までのようなローカル性や、自律性といった美質が損なわれることは少ないであろう。一方で、市場経済路線を明確に進み続け、成長を続けていく中では連帯経済はそのセーフティネットという位置づけ以上に成長することが難しいように思われる。

一方ポストネオリベラリズムの社会において連帯経済を積極的に自国の経済の枠組みに取り入れようとする国家では、これらのアクターに対し手厚い支援が行われている。棚橋（2001）はメキシコのインフォーマルセクターの露天商組合が与野政党と結びつくことで生まれる組合内の汚職や、彼らの扱い自体の膠着状態など共同組合が適切に機能しなくなっている事実に言及しているが、これらの国でも、このような旧型の共同組合の失敗例のように過度な国家との関係が連帯経済の原則をゆがめる危険性があることは否めないであろう。

真に草の根から生まれたラテンアメリカにおける連帯経済は、貧困からの脱出の手段であるだけでなく、コミュニティとの関係の再構築であったり、暮らし方そのものの変革という、オルタナティブなあり方を示している。法的な保護は重要であるが同時にその発展を左右する要素を持っている。また、適切な運営がなされていないためにコロンビアでは名ばかりの協同組合に労働者を加盟させて違法労働を行わせるケースが後を絶たないという（Reyes 2014:34）。このような法律が新たな課題を作るケースへの対処もこれからますます重要となってくるであろう。

連帯経済が法的に認可されてから全体的にまだ日が浅く、それぞれの国でのプロジェクトによってどのような作用があるのかは未知数である。新条件下でのこれからの連帯経済の発展を期待したい。また、各国の制約を超えるようなネットワークについては調査不足であるのでこれからの課題としたい。

参考文献

宇佐美耕一ほか (2009) 『図説ラテンアメリカ』 日本評論社。

小池洋一、西島章次編 (2011) 『現代ラテンアメリカ経済論』 ミネルヴァ書房。

子安昭子 (2005) 「『社会自由主義の成果と限界—ブラジル・カルドーズ政権の経験から検証する』, 内橋克人, 佐野誠編『ラテンアメリカは警告する—構造改革 日本の未来』 pp. 225—224, 新評論。

スティグリッツ, E (2006) 『世界に格差をバラ撒いたグローバリズムを正す』(楡井浩一訳) 徳間書店。

棚橋加奈江 (2000) 『インフォーマルセクター対策論の検討 —メキシコ市の対露天商政策の事例—』(ラテンアメリカ研究 No. 20) イベロアメリカ研究所。

盛真依子 (2007) 「ワシントンコンセンサスの諸問題とその克服への道」岡山大学経済学会雑誌 39 (3), pp. 1—22.

ラヴィル, J (2012) 『連帯経済』(北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳) 生活書院。

Larrabure M, Vieta M, Schugurensky D "The New cooperativism in Latin America: Worker Recuperated Enterprises and Socialist Production Units" Studies in the Education of Adults. vol. 43 p. 181—Temas vol. 75, Ciudad de la Habana, p. 45—52, 2013. 196, 2011.

Guerra, P "Legislaciones sobre ESS en América Latina y el Caribe" Temas vol. 75, Ciudad de la Habana, p. 45—52, 2013.

Singer, P "La economía solidaria en Brasil" Temas vol. 75, Ciudad de la Habana, p. 12—17, 2013.

Reyes, J "Cooperativas en el capitalismo Ñdesarrollo y contradicciones"
Temas vol. 75, Ciudadde la Habana, p. 38—35, 2013.